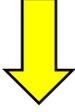
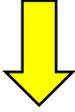
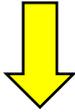


補助金申請から補助金受領までの流れ

日付	順序	実施項目	対象者	実施概要
/	①	補助金 申請	申請者  町くらし安全課	補助金交付を受けようとする方(申請者)は ・申請書(様式第1号) ・見積書の写し及び仕様書 ・設置予定場所が確認できる写真 (工事前の写真) ※新築にあつては設置場所が確認できる間取り図等の図面を <u>町くらし安全課窓口に提出願 います。</u>
/	②	補助金 交付 <u>決定</u>	町くらし安全課  申請者	町くらし安全課で申請内容を審査し、補助金要綱に適合していれば、「 <u>補助金交付決定通知(様式第2号)</u> 」を申請者に交付します。
/	③	補助対象 工事実施	申請者	申請者は、交付決定通知受領後、工業者に工事を依頼し、工事を行ってください。 ※必ず交付決定通知受領後に工事を行ってください。
/	④	補助対象 工事実績 報告	申請者  町くらし安全課	工事完了後 ・実績報告書(様式第3号) ・補助対象経費に掛かる領収書等の写し ・設置工事の施工後の状況が確認できる写真を <u>町くらし安全課に提出願います。</u>
/	⑤	補助金 交付 <u>確定</u>	町くらし安全課  申請者	町くらし安全課で報告内容を審査し、補助金要綱に適合していれば、「 <u>補助金交付確定通知(様式第4号)</u> 」を申請者に交付します。
/	⑥	補助金 請求	申請者  町くらし安全課	申請者は、交付確定通知受領後、町補助金を振り込む口座を記載した「補助金請求者(様式第5号)」を <u>町くらし安全課に提出願います。</u>
/	⑦	補助金 振込	町くらし安全課  申請者	町くらし安全課から、補助金請求書に基づき、申請者指定口座に補助金を振り込みます。